

資源回復の成果を沿岸漁業者に還元する太平洋クロマグロ資源管理
を求める意見書（案）

太平洋クロマグロについては、近年の厳格な資源管理と漁業関係者の努力により、資源量が着実に回復している。

令和 8 年 8 月 1 8 日に開催された中西部太平洋まぐろ類委員会(WC P F C)及び全米熱帯まぐろ類委員会(I A T T C)の合同作業部会では、新たな管理方式について合意がなされ、これに基づき、令和 9 年及び令和 1 0 年における日本を含む中西部太平洋側の大型魚の年間漁獲枠を、現行から 2 5 %増となる 1 万 4 8 3 6 トンとする方向が示された。

今回の合意は、太平洋クロマグロの資源回復を踏まえたものとして評価される一方、今後、関係国・地域間における漁獲枠の配分について、引き続き厳しい国際交渉が予定されている。

和歌山県沿岸では、定置網漁業やひき縄釣漁業をはじめとする沿岸漁業において、3 0 キログラム未満の小型魚が相当数来遊し、他の魚種を対象とする操業中にもクロマグロの小型魚が混獲される実態がある。

このような地域では、漁業者が魚体の大きさや来遊時期を選択して漁獲することが困難であり、小型魚の漁獲枠が実態に見合わない場合には、漁獲枠を超過しないための操業自粛や休漁、漁獲した魚の放流などを余儀なくされる。それによる所得の減少に加え、本来漁獲対象としている魚種の操業にも影響が及ぶことから、沿岸漁業者の経営に深刻な負担をもたらしている。

大型魚の漁獲枠が拡大される一方で、小型魚の来遊が多い地域に必要な枠が確保されなければ、資源回復の成果を全国の沿岸漁業者が公平に享受することはできない。

また、都道府県ごとにクロマグロの来遊状況、魚体組成、漁業種類及び漁期が異なることから、国際的に決定された増減率を国内配分に一律かつ機械的に適用するのではなく、それぞれの地域の漁業実態と経営への影響を十分に踏まえた配分を行う必要がある。

よって、国においては、太平洋クロマグロの持続的な利用と沿岸漁業者の経営安定を両立させるため、下記の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 今後の国際交渉において、太平洋クロマグロの資源回復及び小型魚の来遊増加の実態を科学的根拠に基づいて主張し、大型魚のみならず、小型魚についても我が国の漁獲枠の増枠を実現すること。

- 2 令和9年以降の国内配分については、国際的な漁獲枠の増減率を一律かつ機械的に適用することなく、小型魚の来遊が多い和歌山県をはじめとする沿岸地域に必要な小型魚枠を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月29日

様

和歌山県議会議長 堀 龍雄
(提出者)
岩田 弘彦
長坂 隆司
岩井 弘次
中西 徹

(意見書提出先)
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
農林水産大臣